

旭医大達第104号
令和3年8月23日

旭川医科大学自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

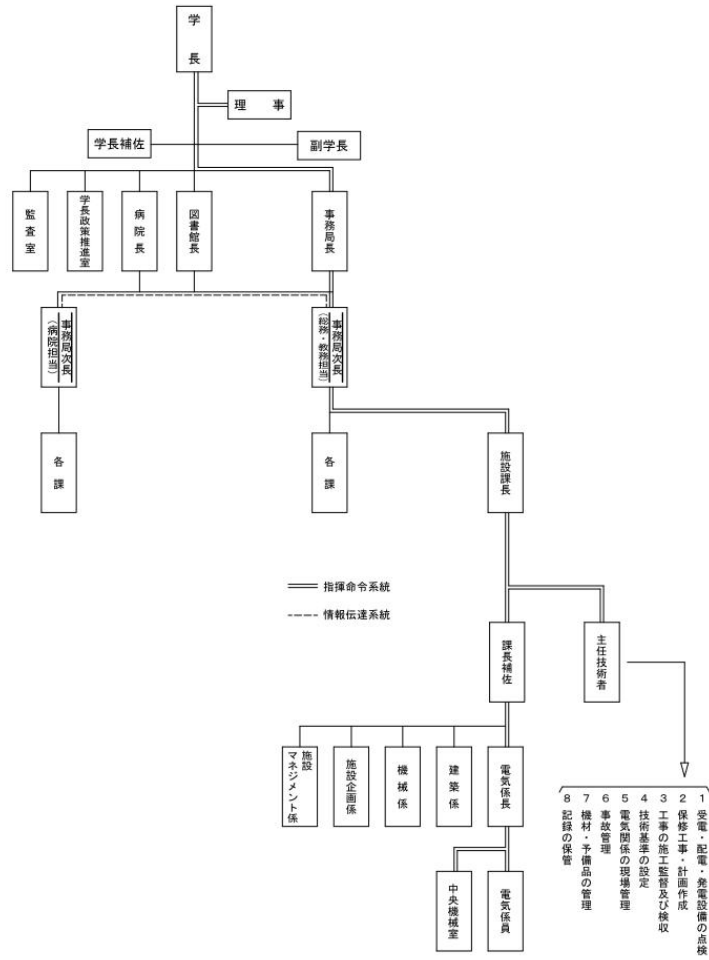
旭川医科大学自家用電気工作物保安規程（平成16年旭大達第107号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)

改正後

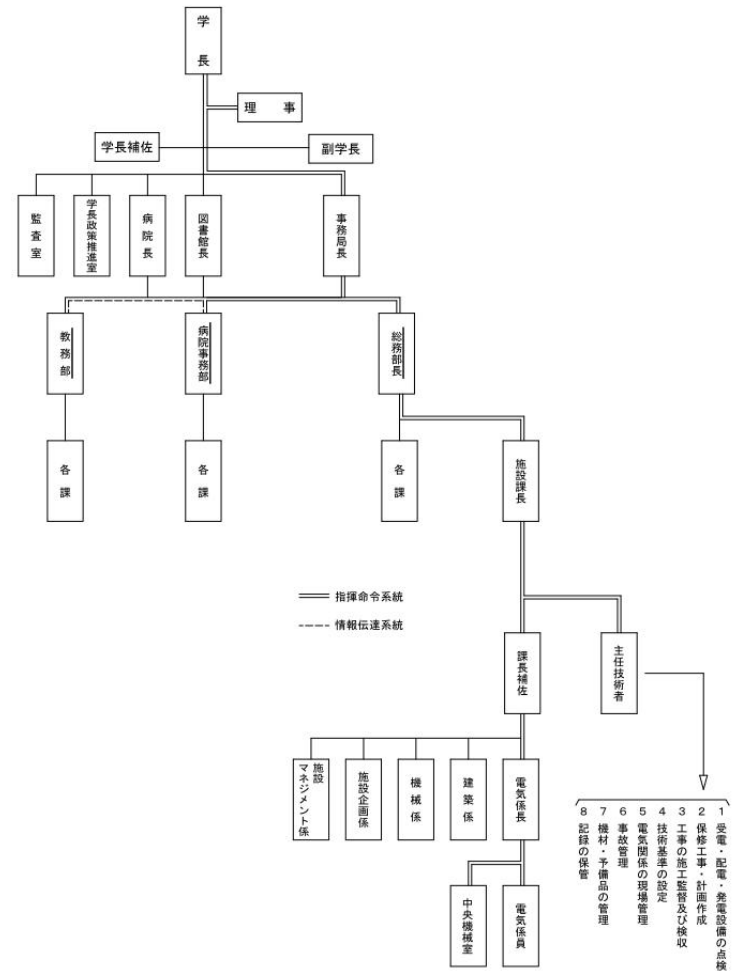
別表第1 (第3条関係)
(組織構成)



別表第2 (第9条第1項関係) (略)

現行

別表第1 (第3条関係)
(組織構成)



別表第2 (第9条第1項関係) (略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の別表第1は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。